

領域権原 2

【教科書：pp.116-117】

I. 合意による取得

- 割譲
- 併合

- 割譲・併合の種類
 - 平時の合意
 - 平和条約による割譲

- 住民の地位
 - 国籍変更
 - 人民投票

II. 一方的取得

- 征服
 - 伝統的な征服の法理
 - ◇ 軍事占領（第 1 段階）←戦争状態
 - 暫定性
 - ◇ 戦争状態の終了（第 2 段階）
 - 平和条約による終了：軍事占領の追認＝割譲
 - 相手国の消滅による終了＝征服（一方的併合）

 - 征服の権原の否定
 - ◇ 武力行使禁止原則
 - 征服そのものが侵略行為
 - 安保理の決定に基づく不承認の例

 - ◇ 「自衛」「制裁」としての併合・征服？

国際法 I レジュメ (第 24 回)

- 平和条約による割譲は可能か？
 - ◇ 強制による条約ではないか？
 - 伝統的な考え方
 - 国家代表に対する強制
 - 国家そのものに対する強制
 - 条約法に関するウィーン条約 52 条
- 取得時効？
 - 違法な占有→長期継続→領域権原？
 - 例
 - ◇ ソ連によるバルト三国併合
 - ◇ 東チモール
 - 肯定する根拠
 - ◇ 長期継続が可能だったこと＝黙認に値する？
 - ◇ 既成事実の重み
 - 否定すべき根拠

III. 事例研究

- 北方領土
 - ソ連の一方的編入の効果
 - サンフランシスコ平和条約による放棄？
 - ◇ 固有の領土論
 - 連合国の戦争目的との関連
 - 無主地→日ロ和親条約による境界画定
- 東チモール
 - インドネシアによる武力併合
 - オーストラリアの承認
 - 他の国家の立場：不承認